

熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例の制定に
ついて

熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、平成28年熊本地震により被害を受けた造成宅地（宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第7号に規定する造成宅地をいう。）（以下「被災宅地」という。）における耐震化を推進するために本市が設置する滑動崩落防止施設の保全に関し必要な事項を定めることにより、滑動崩落防止施設の損傷及び損壊並びにその機能の低下及び喪失を防止し、もって被災宅地における住民の安全及び安心の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「滑動崩落防止施設」とは、被災宅地のうち盛土により造成された一団の土地の滑動又は崩落を防止するために設置する地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカーその他これらに類するものとして規則で定める施設（次条において「地滑り抑止ぐい等」という。）であって、市長が告示したものとする。

(告示)

第3条 前条に規定する告示は、地滑り抑止ぐい等の設置後速やかに、その位置その他の規則で定める事項について行うものとする。

2 市長は、前条に規定する告示をしたときは、規則で定めるところにより、当該告示に係る滑動崩落防止施設の内容を表示する図書を一般の閲覧に供するものとする。

る。

- 3 市長は、滑動崩落防止施設を変更し、又は廃止する場合は、これを告示するものとする。この場合において、第1項の規定は当該告示について、前項の規定は滑動崩落防止施設を変更する告示について準用する。

(標識の設置)

第4条 市長は、滑動崩落防止施設を設置したときは、その設置した土地に、滑動崩落防止施設が設置されている旨及びその保全のために必要な事項を記載した標識を設けなければならない。

- 2 前項の土地の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)は、正当な理由がない限り、同項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

- 3 何人も、第1項の規定により設けられた標識を市長の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(禁止事項)

第5条 何人も、滑動崩落防止施設を損傷し、若しくは損壊し、又はその機能を低下させ、若しくは喪失させる行為をしてはならない。

(影響行為の届出)

第6条 滑動崩落防止施設の保全に影響を及ぼすおそれがある行為として規則で定めるもの(以下「影響行為」という。)をしようとする者は、影響行為に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(指導及び助言)

第7条 市長は、滑動崩落防止施設を保全するために必要があると認めるときは、滑動崩落防止施設が設置された土地又はその近隣の土地の所有者等、これらの土地で工事を施行する者その他影響行為をし、又はしようとする者に対し、必要な指導及び助言をすることができるものとする。

(監督処分)

第8条 市長は、第5条に規定する行為をし、又はしようとする者に対し、当該行為の停止を命じ、又は相当の期間を定めて滑動崩落防止施設の原状回復その他その機能の回復のために必要な措置をとることを命ずることができる。

(維持管理のための土地の立入り)

第9条 市長は、滑動崩落防止施設の維持管理を行う必要があるときは、その必要な限度において、その職員を他人の占有する土地に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
(土地の所有権に係る届出)

第10条 滑動崩落防止施設が設置された土地の所有者は、当該土地の所有権の移転があるときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、滑動崩落防止施設が設置された土地の所有者について相続その他の一般承継があったときは、当該相続人その他の一般承継人は、その旨を市長に届け出なければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(罰則)

第12条 第8条の規定による市長の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第13条 第6条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出理由)

平成28年熊本地震により被害を受けた造成宅地における耐震化を推進するために本市が設置する滑動崩落防止施設の保全に関し必要な事項を定めることにより、滑動崩落防止施設の損傷及び損壊並びにその機能の低下及び喪失を防止し、もって被災宅地における住民の安全及び安心の確保を図るため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。